

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和3年9月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	2件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100130号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100042号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における標準賞与額について、平成17年7月31日は8万8,000円、平成17年12月31日及び平成18年7月31日は8万6,000円、平成18年12月31日は8万4,000円、平成19年12月31日は5万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年7月31日、平成17年12月31日、平成18年7月31日、平成18年12月31日及び平成19年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が訂正請求記録の対象者に係る平成17年7月31日、平成17年12月31日、平成18年7月31日、平成18年12月31日及び平成19年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(妹)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成17年7月
② 平成17年12月
③ 平成18年7月
④ 平成18年12月
⑤ 平成19年12月
⑥ 平成20年7月
⑦ 平成20年12月
⑧ 平成21年7月

請求期間①から⑧までについて、兄である訂正請求記録の対象者は、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の賞与の記録がない。調査の上、請

請求期間①から⑧までに係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①から⑤までについて、課税庁から提出された課税資料、複数の同僚から提出された給与明細書、賞与明細書及び源泉徴収票並びにA社における訂正請求記録の対象者に係るオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額（以下、併せて「課税資料等」という。）から判断すると、訂正請求記録の対象者が賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①から⑤までの標準賞与額については、課税資料等により推認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は8万8,000円、請求期間②及び③は8万6,000円、請求期間④は8万4,000円、請求期間⑤は5万5,000円とすることが必要である。

さらに、請求期間①から⑤までに係る賞与の支払年月日については、同僚から提出された賞与明細書には日付の記載がなく、ほかにこれを確認できる資料がないことから、支払年月の末日（請求期間①は平成17年7月31日、請求期間②は平成17年12月31日、請求期間③は平成18年7月31日、請求期間④は平成18年12月31日、請求期間⑤は平成19年12月31日）とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主からは回答を得ることができず、同社の役員である事業主の妻は、請求期間①から⑤までに係る訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる資料がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間⑥、⑦及び⑧について、課税資料等から判断すると、訂正請求記録の対象者が賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認又は推認することができない。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者の賞与明細書を所持していないと回答している上、A社の事業主の妻は、賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる賃金台帳等の資料を保管していない旨回答している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間⑥、⑦及び⑧における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間⑥、⑦及び⑧に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100225号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100044号

第1 結論

請求者のA社における平成19年12月31日の標準賞与額を6万4,000円に訂正することが必要である。

平成19年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成19年12月
② 平成20年7月
③ 平成20年12月
④ 平成21年7月

請求期間①から④までについて、厚生年金保険の賞与の記録がない。調査の上、請求期間に係る賞与を記録してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、課税庁から提出された課税資料、国民健康保険に係る納付確認書、複数の同僚から提出された給与明細書、賞与明細書及び源泉徴収票並びにA社における請求者に係るオンライン記録の標準報酬月額及び標準賞与額(以下、併せて「課税資料等」という。)から判断すると、請求者が賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが推認できる。

また、請求期間①に係る標準賞与額については、課税資料等により推認できる厚生年金保険料控除額から、6万4,000円とすることが必要である。

さらに、請求期間①に係る賞与の支払年月日については、同僚から提出された

賞与明細書には日付の記載がなく、ほかにこれを確認できる資料がないことから、支払年月の末日（平成19年12月31日）とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主からは回答を得ることができず、同社の役員である事業主の妻は、請求期間①に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる資料がないことから、行ったとは認められない。

一方、請求期間②、③及び④について、課税資料等から判断すると、請求者が賞与の支払を受け、事業主により当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認又は推認することができない。

また、請求者は、賞与明細書を所持していないと回答している上、A社の事業主の妻は、賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認できる貸金台帳等の資料を保管していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間②、③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100133号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100043号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和22年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和40年9月1日から昭和41年9月1日まで

私は、昭和40年6月からA社に勤務し、3か月の試用期間を経て同年9月1日から厚生年金保険に加入した記録があった。しかし、記録が補正されたため資格取得年月日が昭和41年9月1日となっている。同社には正社員として勤務し、社会保険料も控除されていたので、請求期間を厚生年金保険被保険者期間になるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の記録は、令和3年2月25日に日本年金機構において、昭和40年9月1日から昭和41年9月1日に補正されていることが確認できる。

また、年金事務所が保管するA社に係る厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)によると、同社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和41年9月1日であることが確認できる。

さらに、被保険者名簿の健康保険番号に欠番はなく、資格取得年月日順に連番になっており、請求者の資格取得届は、昭和41年11月18日に受付されていることが確認でき、当該名簿に不備は認められない。

加えて、払出簿によると、請求者の払出番号(*番)の払出年月日欄には日付の記載がないものの、払出日が確認できる当該番号より前の払出番号(*番)は昭和41年11月16日、後の払出番号(*番)は昭和41年11月21日に払い出されていることから、請求者の払出番号は、昭和41年11月16日から同年11月21日の間に払い出されたことが推認できる。

一方、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚の

陳述により、入社日の特定はできないものの、請求者が昭和 40 年の年末には同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び被保険者名簿によると、複数の同僚の厚生年金保険被保険者記録は、当該同僚が回答又は陳述した A 社への入社日から 1 年以上が経過した後に、被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A 社はすでに解散しており、同社の事業主は死亡している上、請求者は、給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。